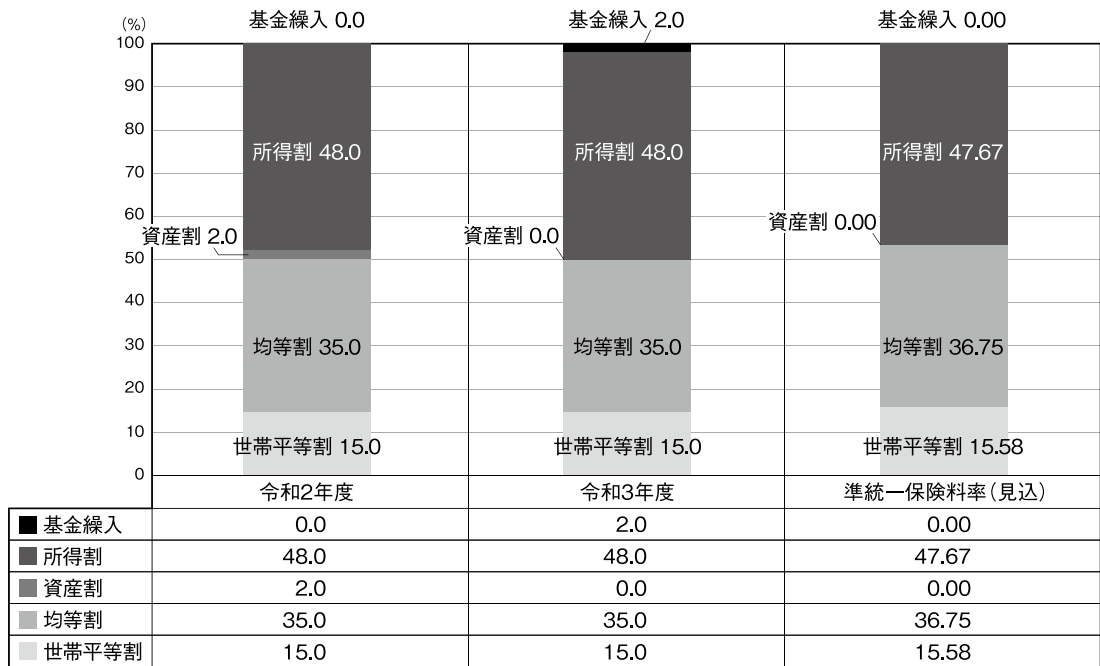


【国民健康保険税 賦課割合のイメージ図】



※準統一保険料率（見込）は、県から示された令和3年度標準保険料率からの見込みであり、令和6年度に実際に示されるものとは異なります。

● 将来にわたって安定的に運営していくために

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるための制度です。

国民健康保険を安定的かつ持続的に運営していくため、広島県と各市町が共同で運営していますが、今後も医療費の高騰などが続けば、県全体で保険税の引き上げが必要となります。

加入者の健康を守り、医療費を抑制するため、市は引き続き、健診などの健康づくり事業に取り組みます。



医療費通知(医療費のお知らせ)の送付時期が変わります

市・県民税(住民税)の申告や確定申告で、医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」が必要ですが、医療費通知を添付することで、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます。

これまでは、国民健康保険の医療費通知を年6回送付していましたが、申告などで活用しやすくするため、広島県内で統一して、本年度から「1～10月診療分」を2月上旬、「11、12月診療分」を3月下旬に送付する、年2回となります。(75歳以上の人などが加入する「後期高齢者医療制度」と同時期)

なお、「11、12月診療分」の医療費通知は、確定申告などの時期に間に合いません。また、医療機関からの請求が遅れている場合や再審査となっている場合などは、診療情報を医療費通知に記載できない場合があります。これらの場合、該当の医療費控除については、医療機関の領収書などに基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付して申告する必要があります(医療費の領収書は確定申告期限などから5年間保存する必要あり)。

【医療費通知の送付時期の変更】

診療月	令和2年度まで		令和3年度から
1、2月診療分	5月中旬	➡	2月上旬
3、4月診療分	7月中旬		
5、6月診療分	9月中旬		
7、8月診療分	11月中旬		
9、10月診療分	1月中旬		
11、12月診療分	2月下旬	➡	3月下旬

保険税率を変更しました

～国民健康保険からのお知らせ～

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

● 本年度の保険税率

国民健康保険の保険税率は、毎年改定します。本年度の保険税率は、表のとおりです。

なお、本年度から「資産割」を廃止し、算定方式を4方式(所得割・資産割・均等割・世帯平等割)から、3方式(所得割・均等割・世帯平等割)に変更しました。

【国民健康保険税の税率表】

区 分		医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳の人)	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
応能割	所得割の税率 (前年中の所得に応じて計算)	7.00%	6.66%	2.22%	2.47%	1.92%	1.73%
	資産割の税率 (本年度の固定資産税額に応じて計算)	7.08%	廃止	2.24%	廃止	3.15%	廃止
応益割	均等割額 (1人当たりの負担額)	27,500円	25,800円	8,700円	9,400円	9,700円	8,600円
	世帯平等割額 (1世帯当たりの負担額)	19,100円	17,800円	6,000円	6,500円	4,800円	4,200円
賦課限度額 (1世帯当たりの賦課額の上限)		630,000円	630,000円	190,000円	190,000円	170,000円	170,000円

※保険税額の決定通知は、7月中旬ごろ世帯主宛てに送ります。

※応能割とは、負担能力に応じて負担する部分で、所得割と資産割のことです。

※応益割とは、受益者に応じて定額を負担する部分で、均等割と世帯平等割のことです。

● 昨年度までの保険税率改定の考え方

国民健康保険の運営が県単位化されたことにより、毎年、各市町が県へ納めるべき「保険料(税)総額」が県から示されます。市はこの額を確保できるよう保険税率を算定します。

また、令和6年度からは県が示す※「準統一保険料率」となります。「準統一保険料率」は資産割を除いた「3方式(所得割・均等割・世帯平等割)」であるため、市は令和5年度末までの調整期間(激変緩和期間)を活用し、段階的に移行する方針としていました。

※「準統一保険料率」とは

広島県では、将来的には、県内のどこに住んでいても、同一の所得水準・世帯構成であれば同一の保険料(税)負担になること(統一保険料率)を目指しています。令和6年度には統一保険料率を基に、市町ごとの収納率を反映した「準統一保険料率」とする方針です。

● 「資産割」の廃止

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険の被保険者の中にも、経済的な影響を受けている世帯があります。

保険税の応能割のうち、「所得割」は減少した所得に応じた保険税額となりますが、「資産割」は固定資産税額に応じて計算されるため、所得の減少の影響が反映されません。

以上の理由により、このたび、所得が減少した世帯や低所得者世帯の負担を抑えるため、「資産割」の廃止を令和6年度から令和3年度に前倒すこととしました。

● 新たな保険税率改定の考え方

「資産割」の廃止による保険税の減収分は、本来「均等割」の引き上げで確保することになります。

しかし、直ちに「均等割」を引き上げると急激に負担が増える世帯があることから、「国民健康保険財政調整基金」を活用し、左ページの【国民健康保険税 賦課割合のイメージ図】のとおり減収分相当額を繰り入れることで激変を緩和します。

令和5年度末までの激変緩和期間を有効に活用し、段階的に基金の額を縮小しながら「均等割」を引き上げ、県の示す「準統一保険料率」の賦課割合に近づけていく方針です。